

葛城市次世代育成支援（後期）行動計画・特定14事業に係る実績報告

番号	事業名	事業の内容	平成25年度 実績	平成26年度 実績	平成26年度 目標値	担当課
1	通常保育事業	保護者の就労等の理由により、十分に保育を受けることができない0歳から就学前児童（5歳児）を対象として、保育を行います。 共働き家庭の増加を踏まえながら、通常保育事業を継続して実施します。	公立保育所 3か所 私立保育所 3か所 保育児童 793人	公立保育所 3か所 私立保育所 3か所 保育児童 863人	6か所 定員830人	子育て福祉課
2	延長保育事業	就労形態の多様化や勤務時間など、保護者の状況に応じた保育時間の延長に対する需要に対応するため、通常保育時間を延長し、保育を行います。 保護者からの実施要望も多く、ワーク・ライフ・バランスの観点からも必要性が高いと考えられるため、延長保育事業を継続して実施します。	公立保育所 1か所 私立保育所 3か所	公立保育所 1か所 私立保育所 3か所	4か所	子育て福祉課
3	放課後児童健全育成事業	保護者の就労等により、昼間家にいない家庭における小学生児童に対し、授業終了後に遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成に努める事業を行います。 市内で児童館や空き教室を活用して実施しており、新庄学童では、施設の新設を行っています。 今後は、定数の見直し等を行いながら、事業を継続して実施します。	7か所 学童登録人数423人 (登録児童総数493人)	7か所 学童登録人数 442人 (登録児童総数 557人)	7か所	子育て福祉課
4	一時預かり事業	冠婚葬祭や保護者の入院、育児疲れ等により、一時的に保育を必要とする未就園児の保育を行います。 現在、公立1か所、私立1か所の保育所で行っており、継続してサービス提供の円滑化に努めます。	公立保育所 1か所 私立保育所 1か所 保育児童数 270人	公立保育所 1か所 私立保育所 1か所 保育児童数 426人	2か所	子育て福祉課
5.6	子育て短期支援事業（短期入所生活援助・夜間養護）	保護者が病気等の理由で家庭での児童の養育が一時的に困難になった場合や、何らかの理由で緊急に保護が必要となった場合に、児童福祉施設などで一定期間養育・保育を行います。 市内には、実施している事業者がないため、他市町の児童福祉施設との連携を図り、サービスが必要となった場合にスムーズに対応できる体制づくりに努めます。	児童養護施設 3ヶ所と委託契約 短期入所：2人 延べ 9 日間利用 夜間養護：利用者なし	児童養護施設 3ヶ所と委託契約 短期入所： 1人 延べ 7 日間利用 夜間養護：利用者なし	短期入所は、児童養護施設に委託 ニーズを踏まえ検討	子育て福祉課

7.8	地域子育て支援拠点事業 (ひろば型)	<p>地域の子育て支援の拠点として、子育てに関する情報提供や相談、子育てサークルの育成・支援などを行う地域子育て支援拠点事業を推進します。</p> <p>市内1か所に設置しており、つどいの広場や年齢別つどい(1歳児・2歳児)を実施し、未就園児とその保護者を対象に子育て支援を行います。また、集団経験の必要性に伴う支援として、3歳児とその保護者を対象に子育て教室を実施します。</p> <p>現在の子育て支援センターは、規模や立地等の問題があり、すべての未就園児親子が利用できないため、つどいの広場、年齢別つどいは、磐城・當麻児童館でも実施しています。今後、増設等について検討します。</p> <p>また、つどいの広場、年齢別つどいなどに参加している親同士がつながり、サークルづくりなどにつながるよう、支援します。</p>	<p>子育て支援センター 1か所</p> <p>つどいの広場 124回 10,569人</p> <p>年齢別つどいの広場(0.1.2歳) 27回 1,369組</p> <p>3歳子育て教室 20回 755組</p>	<p>子育て支援センター 1か所</p> <p>つどいの広場 128回 10,238人</p> <p>年齢別つどいの広場 (0.1.2歳) 27回 1,338組</p> <p>3歳子育て教室 20回 786組</p>	<p>子育て支援センター 2か所</p> <p>子育て教室の内容の充実</p>	子育て福祉課
9	ファミリー・サポート・センター事業	<p>子どもが健やかに育ち、子育てをしている人が、安心して生活できる環境づくりのため、子育ての助けをしてほしい人(利用会員)と子育てのお手伝いができる人(援助会員)がそれぞれ会員になり、相互に助け合っていく組織として、事業を推進します。</p>	<p>1か所</p> <p>ファミリーサポート会員数 246人</p>	<p>1か所</p> <p>ファミリーサポート会員数 279人</p>	<p>1か所</p>	子育て福祉課
10	特定保育事業	<p>パート勤務等、週2、3日程度の保育、又は午前、午後のみ等の柔軟な保育を行う。</p> <p>ニーズ調査、実施予定になし、一時保育事業で対応可能。</p>	<p>一時保育事業で対応</p>	<p>一時保育事業で対応</p>	<p>一時保育事業で対応</p>	子育て福祉課
11	休日保育事業	<p>就労形態の多様化に伴い日曜・祝日に勤務する保護者に対応し、休日に家庭で保育が困難なこどもに対し保育を行います。</p>	<p>未実施</p>	<p>未実施</p>	<p>今後のニーズにより検討</p>	子育て福祉課
12	夜間保育事業	<p>保育所において、夜間、保護者の就労などで保育に欠ける乳幼児又は幼児がいる場合に、その児童を預かり保育をする。</p>	<p>未実施</p>	<p>未実施</p>	<p>今後のニーズにより検討</p>	子育て福祉課
13.14	病児・病後児保育事業 (派遣型・施設型)	<p>病気・病気回復期の、乳幼児を保護者の就労などにより家庭で保育が困難なこどもに対し保育をする。</p>	<p>未実施</p>	<p>未実施</p>	<p>今後のニーズにより検討</p>	子育て福祉課